

組合員の資格取得・喪失の手続きはお早めに!

新規採用等に伴う組合員資格取得、転出や退職に伴う組合員資格喪失をする場合は、下記の区分に従い、速やかに関係書類の提出をお願いします。

異動区分		提出書類											注意事項		
		① 組合員資格取得届書	② 互助会加入申込書	③ 年金加入期間等報告書	④ 履歴書の写	⑤ 預金通帳の表紙等の写	⑥ 勤務実績証明書	⑦ 組合員転出届書	⑧ 組合員転入届書	⑨ 組合員異動報告書	⑩ 任意継続組合員申出書	⑪ 高齡受給者証等 組合員証・被扶養者証		⑫ 互助会員証	⑬ 退職届書等
採用	新採用になったとき	○	○	○	○										対象者がいる場合に提出
	常勤臨時講師等が採用から1年以上経過し、引き続き勤務するとき	○	○	○	○	○									
	常勤臨時講師等(協会けんぽ被保険者)から本採用になったとき	○	○	○	○										
	常勤臨時講師等(組合員有資格者)から本採用になったとき	組合員証及び被扶養者証を一旦返却 (新しい組合員証等を交付します)													
転入	他の(都道府県の公立学校共済組合)支部より	互助会加入希望者	○	○	○			○	○ 転入用		注1			対象者がいる場合に提出	注1: 他支部の組合員証・被扶養者証を添付
	他の(公務員)共済組合より	○	○	○	○			○			注2				注2: 他共済の組合員証・被扶養者証の写を添付
転出	他の(都道府県の公立学校共済組合)支部へ			2部			○		○		注3	○			注3: 他支部へ組合員証・被扶養者証を提出
	他の(公務員)共済組合へ			2部			○		○		注4	○			注4: 他共済へ組合員証・被扶養者証の写を提出
退職				○ 注5					○	希望者	○	○	○ 注5		注5: 小・中は教育事務所を経由して提出

※年金加入期間等報告書の記入にあたっては、過去の年金記録を全て記入してください。

※20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定する場合は「国民年金第3号被保険者資格取得届」も併せて提出するようお願いします。